

9月臨時教育委員会 (議題①)

- ① 佐世保市立小・中学校及び義務教育学校校則等と今後の学校教育の
在り方に関するガイドラインの件 (学校教育課) . . . P 1～P 14

令和 6 年 9 月 臨時教育委員会

議題

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校 校則等と今後の学校教育の在り方に関するガイドラインの件

上記の件について、下記のとおり提案する。

令和 6 年 9 月 4 日

佐世保市教育委員会

教育長 陣内 康昭

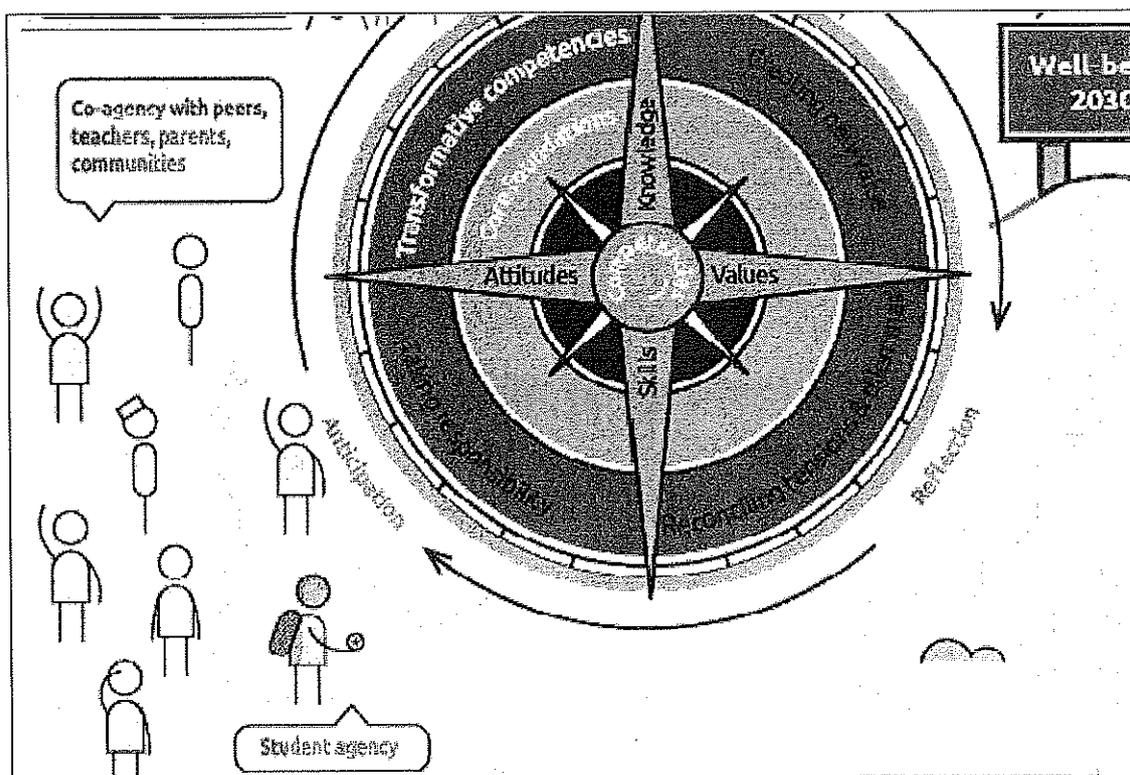
1 提案理由

教育委員会の附属機関「佐世保市学校教育審議会」の答申を受けて作成した「佐世保市立小・中学校及び義務教育学校校則等と今後の学校教育の在り方に関するガイドライン」について提案するもの。

2 提案内容

ガイドラインを各小・中学校及び義務教育学校に配付することで、管理職をはじめ教職員の校則に対する意識改革につなげるとともに、各学校の校則の見直しや今後の学校教育の在り方の指針とする。

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校 校則等と今後の学校教育の在り方に関する ガイドライン



(引用元 <https://www.oecd.org/en/data/tools/oecd-learning-compass-2030.html>)

令和6年9月
佐世保市教育委員会

I はじめに

令和6年2月、本市教育委員会の附属機関である「学校教育審議会」に対し、『校則等※』から考える新しい時代に求められる学校教育の在り方」について諮問を行いました。同審議会におかれては、熱心な議論が交わされ、同年6月、本市教育委員会に対し答申をいただいたところです。

本ガイドラインは、本答申を踏まえ、校則等の在り方と今後の学校教育の在り方についてとりまとめたものです。各学校においては、望ましい校則等の運用のため、また、今後の学校教育の在り方のためにこのガイドラインの活用を願います。

※「校則等」の中には、「生活のきまり」、「生徒心得」なども含みます。



II 校則等について

1 校則等の意義（生徒指導提要より）

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則等は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。

校則等は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

2 校則等の位置付け（生徒指導提要より）

校則等の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものです。

また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則等は、教育的意義を有するものと考えられます。校則等の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

3 校則等の必要性（答申より）

(1) 安全・安心に学ぶ環境を守るため

学校という集団生活の場において他者の安全・安心に学ぶことのできる環境を守るために一定のルールを設けることは必要です。

(2) ルールを守ることを学ぶため

校則等を守ることを通して、子どもたちが集団生活の中でルールを守り、行動を自制する力や習慣を身につける上において意義を有します。

(3) 心を育むため

子どもたちが校則等について考えることを通して、社会のルールの意味や必要性、また他者を尊重する姿勢や態度などを育むという教育的な側面があります。

4 校則等をめぐる諸課題（答申より）

（1）合理性の観点から

現状では、校則等には一定の合理性が認められるとの認識が一般的と考えられます。その一方で、内容については、今日の社会通念や今日の人権に関する考え方に照らして合理性に欠けると思われる校則等の存在も指摘されています。

〈社会通念上、合理性に欠けるのではないかとと思われる校則の例〉

- ・ ツーブロックやポニーテールの禁止、整髪料の使用禁止、地毛が茶色でも黒髪に染めなければならないなどの頭髪に関する規定
- ・ 靴下は白地にワンポイントまで、下着の色は白色・淡色・無地に限るなどの服装に関する規定
- ・ シャープペンシルの使用禁止などの持ち物に関する規定

（2）法的視点から

一般に、人の権利に制約を加えることができるのは、合理的な理由により、法令等の根拠に基づくことが必要です。校則等によって制限できるのは、あくまでも学校という場における安全・安心な学びの環境を確保するために必要最小限の範囲であるべきです。

（3）学校教育において育成を目指す資質・能力との関係から

合理性に欠ける校則等を適用し続けることは、「自分の意見では学校は変わらない」「自分が意見し、行動したところで社会は変わらない」といった無力感につながり、これからの時代を主体的に生きようとする力の育成に逆行するとの意見もあります。

（4）学校段階による特性の観点から

志願する学校を選ぶことのできる高等学校と違い、公立の小中学校等では居住地によって通う学校が指定されるのが一般的です。この点で、選択の余地のない小中学校等では、校則等について謙抑的な対応が求められます。

5 児童生徒の権利

校則等の制定に当たっては、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に配慮することが必要です。この場合の児童とは、18歳未満の全てのもを指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切に教育を行うことが求められています。児童生徒への指導を行う上で、本条約の4つの原則に配慮する必要があります。

① 差別の禁止（差別のないこと）

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。（第2条）

② 児童の最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（第3条）

③ 生命・生存・発達に対する権利（命を守られ成長できること）

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。（第6条）

④ 子どもの意見の尊重

（意見を表明し参加できること）

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。

（第12条）



命を守られ、成長できる



「最も良いこと」を考える



意見を言える、尊重される



差別されない

Ⅲ 校則等の見直しの視点と運用の在り方

各学校においては、以下の視点を基軸としながら、望ましい校則等の運用のために校則等の見直しをお願いします。

【視点1】速やかな**再点検**

【視点2】児童生徒や保護者、地域の**参画**

【視点3】変化をとらえた**不断の見直し**

【視点4】共通理解のための**公表**

校則等の見直しのスケジュールについて

年 度		小・中学校及び義務教育学校			
		再点検	参画	見直し	公表
令和 6年度	～ 3月	速やかな 再点検の 実施		学校 ホームページ での公表等	
令和 7年度	4月 ～ 3月		視点にしたがって、 校則の見直しを実施		
令和 8年度	4月 ～		不断の見直し		

1 速やかな再点検

- (1) 校則等の目的を明確にしたうえで、その目的を達成するために適切な校則等であるかを、今日的な視点から吟味しましょう。
- (2) 教育の目的を達成するうえで、不要なもの、もしくは、より適切なものがあれば、よりよいものへと改善することを検討しましょう。
- (3) 児童生徒や保護者、地域などの意見を聞くことを通して、今の時代に即したものとなっているかを精査しましょう。

(4) 再点検の視点

内容	例
「生まれ持った性質」に対する配慮は適切か	・地毛が茶色でも黒髪に染めなければならない
「様々な文化や性の多様性」に対する配慮は適切か	・制服に男女の区別を設け、選択の余地がない ・性別ごとの異なる規定
健康上の配慮は適切か	・日傘の使用禁止
合理的に説明できるか	・靴下や肌着の色は白色に限る
曖昧な表現、分かりにくい表現はないか	・●●らしい服装 (中学生らしい髪型等)



2 児童生徒や保護者、地域の**参画**

校則等の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則等の意義を理解し、自ら校則等を守ろうとする意識の醸成につながります。また、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

(1) 小学校の取り組み例

- ・決まりを守ることの意義について、特別活動（学級活動）等の時間を活用して全学級で考え、協議する。
- ・児童会が主体となって、学級で協議した内容をまとめ、全校集会で発表する場を設ける。
- ・「よりより学校生活を送るために」「安心・安全な学校をつくるために」などの視点から、学校の決まりで見直しが必要なものがあるか、児童会で協議する場を設け、アンケートなどを実施する。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本としつつ、保護者や学校運営協議会、学校支援会議等の意見も聴取したうえで、学校生活のきまりの改正を決定し、児童にその理由も合わせて説明する。

(2) 中学校の取り組み例

- ・校則等の意義について、特別活動等の時間を活用して、全学級で考え、協議する。
- ・生徒総会で、校則等の見直しについて各学級からの意見をもとに協議する。
- ・生徒会が全校生徒を対象に、校則等に関するアンケートなどを実施する。
- ・生徒会は、調査結果を受け、見直しが必要な校則等について協議し、校長に要望する。
- ・校長は、協議の結果を尊重することを基本としつつ、保護者や学校運営協議会、学校支援会議等の意見も聴取したうえで、校則等の改正を決定し、生徒にその理由も合わせて説明する。

3 変化をとらえた不断の見直し

- (1) 再点検の結果、改善が必要な場合は、速やかに校則等の具体的な見直しに着手しましょう。また、そうした取組を一過性にせず、不断に見直しを行いましょう。
- (2) 校則等を見直す際には、時代の流れや学校、児童生徒、地域の状況等を十分に考慮しましょう。
- (3) 校則等の必要性や目的、内容について、児童生徒が主体的に参画し考える機会を可能な限り取り入れ、校則等の見直し自体を教育に活かしましょう。
- (4) 見直しのスケジュール（例）

	校則検討委員会（仮称）	児童生徒・保護者・地域
4月～ 6月	校則見直しの校内体制づくり ・検討委員会等の設置 ・見直し計画の作成	
	見直しを図ることの周知 全校朝会、学年集会、保護者会、 学校運営連絡協議会等への周知	
7月～ 12月	見直しを検討 ・アンケートによる意見の集約分析 ・見直し案の検討策定	児童会活動 生徒会活動 保護者アンケート 学校評価アンケート
	見直し案について意見聴取 見直し内容の決定	学校運営協議会 学校支援会議
2月	見直し結果の公表 ・児童生徒や保護者、地域への周知 ・学校ホームページへの掲載 ・入学説明会等で周知	
3月		

4 共通理解のための公表

改訂された「生徒指導提要」においては、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくこと、校則等を制定した背景についても示しておくことなど具体的な運用方法も明文化されました。

これらを踏まえ、以下の点に留意願います。

- 各学校においては、自校の校則等を広く周知し、児童生徒・保護者・地域から理解と協力を得るため、校則等を各学校のホームページに掲載してください。
- 今回の校則等の見直しを契機として、校則等や生徒指導規程の運用や見直しの方法、また、児童生徒の参画の在り方についても可能な限りホームページへの掲載に努めてください。

(掲載例)

※ 学校紹介欄に「生徒心得」、「生活の決まり」、「校則」等として公表

The image shows a screenshot of a school website with several navigation menus. The '生活の決まり' (Rules of Life) menu is circled in red. The '生活心得' (Student Conduct) link is highlighted in the '学校紹介' (School Introduction) menu.

お知らせ	学校紹介	生活の決まり	学校だより
<ul style="list-style-type: none"> 7月23日 県立総体結果② 7月23日 県立総体結果② 7月21日 県立総体結果① 	<ul style="list-style-type: none"> 8月15日 ★学校開庁日・部活動休止 8月16日 ★学校開庁日・部活動休止 8月17日 遠休日 ★学校開庁日・部活動休止 8月18日 遠休日 ★学校開庁日・部活動休止 8月19日 夏休み学習会 8月20日 夏休み学習会 	<ul style="list-style-type: none"> 7月12日 学校だより③ (学校だより > 学校だより) 7月 9日 学校だより② (学校だより > 学校だより) 6月24日 学校だより① (学校だより > 学校だより) 5月21日 令和6年度年間行事予定表 (年間行事予定 > 年間行事予定) 4月23日 令和6年度生活心得 (学校紹介 > 生活心得) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校だより 年間行事予定 年間活動 お知らせ 生徒会組織

お知らせ	学校紹介	生活の決まり	学校だより
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナワクチンに関するお知らせ 道路改良工事のお知らせ 県長の皆様への要請等 Wi-Fiへの接続方法 市中校における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (お知らせ) 3学期制について 	<ul style="list-style-type: none"> 新制服検討委員会 服飾規律委員会 学校評価 ココロねっこ運動推進月間 教育目標 学校経営構想図 中学校いじめ対策基本方針 特色ある学校づくり いのちを見つめる強靱月間の取組 専攻科進学 (JRC) 活動 生活心得 	<ul style="list-style-type: none"> 校歌 中学校部活動方針 練習日程計画表 中学校案内図 学校案内地図 図書室だより 	<ul style="list-style-type: none"> 学校だより 年間行事予定 年間活動 お知らせ 生徒会組織

IV これからの学校教育について（答申より）

本市教育委員会からの諮問に対し、学校教育審議会からの答申は、校則等の問題にとどまらず、校則等を入口として、新しい時代に求められる学校教育の在り方に関する内容についても言及いただきました。抜粋して紹介します。

「これからの学校教育について」～エージェンシーと自己肯定感育成の観点から～

今回の審議を通して特に重要であるとの指摘が多かった多様性や人権の尊重といった視点を踏まえ、校則の見直しに児童生徒が主体的に参画することの意義を切り口として、これからの佐世保市の学校教育に期待することを以下に示す。

※エージェンシー…変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力

1 エージェンシー育成の観点から

校則問題等について、生徒の意見や声を聞き、意見を尊重しながら、教員や保護者も丁寧にかかわって一緒にルールを考えていくことは、生徒にも、また大人にも、エージェンシーが育つ格好の機会と言える。

社会の問題や変化に対して、主体的に向き合うことのできる子どもたちを育ていくために学校教育に求められるのは、子どもたちが文化を学び、継承・発展させたり、よりよい未来を想像したりすることに対し、高い志と意欲をもち、自らの思考の枠に捉われずに柔軟に課題解決を目指していく教育である。そして、予測困難な時代を生き抜いていくための新たな社会的価値を他者ととともに創造するという、人間ならではの力を高めていく教育である。本市において、このような教育活動が推進されることに期待する。

2 自己肯定感育成の観点から

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」においても「校則の見直し」について言及され、同大綱の成果指標には自己肯定感が用いられている。本市の児童生徒が、ありのままの自分を受け容れ、自分らしく、一人一人が幸福と感じられる生活を送ることができるよう、以下の通り提言する。

- 児童生徒の長所や進歩、頑張りなどを認め、称賛し、自分への肯定的な気付きを促すとともに、自分の良さや可能性を認識できるようにすること。
- 地域課題の探究学習などを通じ、子どもたちに「自分の力で人生や社会をよりよくできる」という成功体験や、地域の大人から認められ称賛されるなどの経験を大切にすること。
- 児童生徒の人権を尊重するとともに、ありのままの自分を受容できるよう、自己理解や自己受容のための自分を見つめる場や機会を設定すること。

V 新しい時代の学校教育の実現に向けて

本市においては、令和5年10月に教育大綱の見直しを行いました。新しい教育大綱は、佐世保市民一人一人がいきいきと生活している姿に思いを馳せ、子ども、学校や教職員、家庭や地域社会の「ウェルビーイングの向上」を願いながら策定されました。中でも、「目指す子どもの姿」は、「すべての子どもたちが、幸せと生きがいを感じながら主体的に学び、未来を切り開くために必要な力を身につける。」とされています。

誰一人取り残さず、すべての子どもたちの可能性を引き出すための教育を実現するため、各学校においては、今般の学校教育審議会からの提言を踏まえながら、以下の3つの柱を基軸とした学校教育の実施を願います。

○児童生徒の「自己肯定感」と「レジリエンス」を育みましょう

- ・「弱点の指摘」から「強みの伸長」へ
- ・「与えすぎる教育」から脱却し、子どもの力を信じ委ねる

○探求的な課題を通して「自律した学習者」を育みましょう

- ・地域課題解決への参画や納得解を追究する学び
- ・教育活動の質を向上させ、効果の最大化を図るカリキュラムマネジメント

○「教える」から「学びを起こす」授業へ転換しましょう

- ・教師は子どもの主体的学びの「伴走者」
- ・学びを引き出し、ウェルビーイングを育む授業デザインを

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校

校則等と今後の学校教育の在り方に関するガイドライン

佐世保市教育委員会事務局

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号

TEL (0956) 24-1111

(0956) 25-9644

FAX (0956) 25-9682